

2018年6月定例会 本会議質問と当局答弁

2018年6月5日（火）

◎荒川徹議員 議案質疑（60分）

みなさん、おはようございます。日本共産党の荒川徹です。会派を代表して議案質疑を行います。傍聴においていただいたみなさん、そして、中継をごらんのみなさんにもごあいさつを申し上げます。

●それでは、早速質疑に入ります。まず、議案第91号から100号までの、「公の施設の受益と負担のあり方」に関連する条例改正案について尋ねます。

本市は、市が設置している施設、いわゆる「公の施設」の多くで、使用料等の収入に対して維持管理費、運営費の支出が超過しており、その差額が市税収入等により賄われているため、今後の維持管理、更新の費用が市財政に重たい負担となるとして、公共施設マネジメント実行計画の基本方針に基づき、受益と負担のあり方の視点から、使用料及び減免制度について見直しを検討してきたとしています。

本市の説明によると、近年本市の一般会計歳入総額がほぼ横ばいであるのに対し、歳出は義務的経費が増加傾向にあるとして、市の財政状況の困難性を強調しています。

しかし、現状のような財政難をつくり出した主要な原因の一つが、AIMビル、ひびきコンテナターミナル、北九州スタジアムなどこれまでの大型開発に伴う市債の償還や利子負担であります。これに加えて、本市は下関北九州道路の事業を進めようとしています。

このような大型開発、「ハコもの」行政に対し、公の施設の使用料引き上げに関する説明会や出前講演でも、また議会に提出された陳情審査に先立っての口頭陳情でも、批判の意見が述べられています。

そこでまず、不要・不急の大型開発への税金の投入こそ見直すべきであることを指摘し、答弁を求めます。①

そもそも公の施設は、地方自治法第244条によって、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設として設置されたものであり、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならないとされています。

つまり、誰もが自由に使う権利を持っている施設です。それを、利用する者と利用しない者として対立させ、公平性を持ち出して利用する者に負担を押しつけるようなことはすべきではありません。

施設の使用料引き上げによって、利用したくても利用できない市民を生み出すことになり、市長は、「お金が払えない人は利用できなくてもいい」とでも考えているのでしょうか。使用料の引き上げによって、市民を切り捨てる冷たいやり方はやめるべきであります。市長の見解を尋ねます。②

次に、情報公開と市民の理解について尋ねます。本市の「公共施設マネジメント実行計画推進にあたっての留意点」によると、「広く市民の方々に情報を公開し、施設利用者をはじめ市民の方々との対話の中でご意見をいただきながら、調整を図る」、「早い段階で説明会を開催するなど、市民の理解を得ながら、丁寧に進めていく」としています。

昨年4月に本市が、無作為で抽出した3,000人の市民を対象にアンケート調査を実施しましたが、その回答は1,246人とどまっています。

また、昨年各区で開催した説明会には、合計で305人の市民が参加したということですが、1カ所平均で約44人という状況であり、対象となる施設が多いにもかかわらず、参加した市民はごく一部に限られています。そして、約1時間半という短い時間設定のために、参加した市民からは十分な質疑の時間が確保されていないと批判する声があがっています。

たとえば、かつて、本市がゴミ袋を有料化した際は、市内257の全校区自治会を対象に説明会が実施されました。平成10年2月定例会において、当時の環境局長は私の質問に、校区自治会に限ってとして、「2月末で222件、5,430人の参加をください」と。その他、環境局が独自に実施している環境出前トークに114件、4,291人の参加があったと答弁していますが、今回の市民説明はそれと比べて極めて不十分であります。

また、今回の説明会での各会場や、アンケートなどで示された市民の意見には賛否両論あり、市民の理解が得られたとは言い難い状況です。

同時に、市議会には市民団体から、7,769人分の署名を添えて、使用料引き上げに反対する陳情が提出されていることも、市として重く受け止めるべきではないでしょうか。

市民の理解が得られていない使用料引き上げは、拙速にすすめるべきではありません。当局の見解を尋ねます。③

また、「公共施設マネジメント実行計画推進にあたっての留意点」に基づき、民意を汲みつくすため、全市民を対象に徹底した市民説明、及びアンケート調査を実施することを求め、答弁を求めます。④

●次に、今回の使用料などの引き上げの根拠となっている「公の施設に係る受益と負担のあり方」に関連して、高齢者の減免制度の縮小撤回を求め、質問します。

本市は、65歳以上の高齢者に対して、「高齢者の健康の維持増進と積極的な社会参加を目的」として、「年長者施設利用証」による減免制度を実施しています。

昨年の9月定例会において、私はこの制度による減免を現行通り維持することを求めましたが、市長は、

——本市の高齢者向けの減免対象施設は108施設。そのうち10割減免で無料となっている施設は84施設で、いずれも他の政令市と比較して最も多い状況にある。

——本市は政令市で最も高齢化率が高く、生産年齢人口の減少傾向も続いている。この現状を継続した場合、世代間の負担の不均衡や、施設における公共サービスの提供に大きな影響が生じてくる可能性がある。

そのために、高齢の利用者にも一定の負担を求めたいと答弁しました。

今回、個人利用に対する減免のうち、高齢者の減免制度を改定し、現在 10 割減免となっている施設では、少なくとも大人料金の 3 割の負担を求めるとしています。

高齢者の減免制度を改悪し、縮小することは、高齢者の社会参加を支援し、あわせて健康保持と認知症予防などにつなげるという、年長者施設利用証の制度の趣旨をゆがめるものであり、高齢者に対する不当な取り扱いであります。

わが党は、年長者施設利用証の趣旨を踏まえ、長年社会のために尽くしてきた高齢者に対する減免の水準は、現状のまま維持すべきであると考えます。縮小案の撤回を求め、見解を尋ねます。⑤

当初、高齢者の減免制度については、5 割負担ということが示されていましたが、しかし、パブリックコメントなどで、市民の厳しい意見が寄せられたため、当局は 3 割の負担を求めると修正しました。

最初の 5 割負担を変更して 3 割負担とした理由について、答弁を求めます。⑥

また、今回は 3 割としていますが、今後当初打ち出した 5 割、あるいはそれ以上の負担を求めるような改悪はないのか。答弁を求めます。⑦

次に、団体利用に対する減免の見直しについて尋ねます。

本市の団体利用に対する減免は、大きく分けて「市の主催・共催・後援を受けた事業に対するもの」と、「市が認定した団体の施設利用」の 2 種類があるとなっています。

そのうち、主催・共催・後援の減免の基準については、現在は所管局ごとに異なっているため、当面はその統一化を行い、将来的には、減免割合の統一化や減免の有効性を確認する仕組みの検討を行うとしています。

また、市が認定した社会教育関係団体、学校教育関係団体、社会福祉団体など、施設の設置目的に沿った活動を行なっている団体の施設利用に対する減免は、施設所管課において、当該団体の活動が、減免目的に合っているかどうか、定期的に確認を行い、必要に応じて見直しを行うとしています。

これまで、減免制度の適用を受けている団体にとって、今後の見直しによって減免幅が縮小されたり、適用除外などということになれば死活問題ともなります。

そこで、団体利用に対する減免のあり方の見直しによる負担増が、関係団体の自主的な活動を妨げることがないように、十分に意見を聞くべきであります。答弁を求めます。⑧

●最後に、議案第 101 号北九州市学校施設使用料条例について尋ねます。

教育委員会は、市民が学校施設を使用する場合、校区内児童が安全な遊び場確保のために土、日、休日に小学校の体育館、運動場を使用する「遊び場開放」、成人等のスポーツ団体が指定の曜日に小・中学校の体育館、中学校の武道場を使用する「スポーツ開放」、随時学校長の許可を得て、体育館などの施設を使用する「目的外使用」があるとしています。

議案 101 号「北九州市学校施設使用料条例」案は、これまで市民に無料で開放してきた小中学校、特別支援学校の運動場、体育館、武道場などの利用者に使用料の負担を求めるといふものです。

教育委員会の説明によると、選挙の投票所、防災訓練など市主催の行事、児童・生徒で構成された団体の使用、子どもの健全育成を目的とした団体の活動、盆踊り、祭り、敬老会等地域団体の使用などについては、従来通り無料とするものの、地域のママさんバレーや野球など、大人のスポーツ活動での使用については、有料にするとしています。

本来学校は、子どもと地域のものであります。今回有料化するという地域のママさんバレーや野球など、大人のスポーツ活動の参加者は、そのほとんどがそれぞれの学校の児童・生徒の保護者や校区内の住民です。学校を中心として、子どもたちの健全育成のために協力する住民の親睦をはかることを目的に実施されてきた活動に対して、料金を徴収することはなじみません。

また、有料化について、その根拠も十分に示されておらず、公共施設のマネジメントに便乗した有料化と言わざるを得ません。

昨年12月に出された「公の施設の受益と負担のあり方」では、「教育委員会において、『学校の施設開放における受益と負担のあり方』について別途検討中」としていましたが、教育委員会は、今年になっていきなり有料化を発表しました。

当局は、今年4月に市内2カ所で市民説明会を実施し、23日の八幡西生涯学習総合センター、コムシティでの説明会には77人が参加し、24日の生涯学習総合センターでの説明会には61人が参加したということですが、学校施設の有料化について、市民に対しては、この2回の説明会で初めて直接の説明が行われました。

学校施設以外の公の施設の使用料引き上げについては、7区で説明されており、それと比べても極めて不十分ではありませんか。

そこでまず、十分な市民説明、意見聴取をしないままの一方的な有料化は撤回すべきであります。答弁を求めます。◎

学校教育法第137条は、「学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる」と定め、社会教育法第44条は、「学校の施設を社会教育のために、利用に供するように努めなければならない」と定めています。

また、スポーツ基本法第13条は、「当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」としています。市民の自由な文化学習活動やスポーツ活動を保障するために、学校施設に受益者負担はなじみません。

また、市長が策定した教育大綱には、「少子、高齢化社会を踏まえた公共施設マネジメント」とともに、「市民総ぐるみで子どもの教育を支える取組みの推進」とあり「学校、家庭、

地域の更なる連携の推進」を掲げています。

校区住民に対しては、地域ぐるみの子ども支援、学校支援を求めながら、同じ住民に受益者として負担を求めるというのは矛盾しています。有料化を撤回し、従来通り負担なしとすべきです。答弁を求めます。⑩

本市のスポーツ振興計画によると、「スポーツニーズ調査」において、スポーツ・運動を行うためのきっかけとして、「費用が安い」が最も高い 49.6%ですが、「身近にスポーツ施設がある」が 41.3%となっています。そこで、気軽にスポーツや運動を楽しむことや、これまでスポーツや運動をしていない人のきっかけづくりのためにも、身近にスポーツのできる場の充実が必要であるとして、「学校施設など既存施設の積極的な活用」などをあげています。

学校施設が無料で使えるからこそ、たとえばママさんバレーの人たちも安心して練習し、汗をながすことができます。有料になれば、それが大きく制約されます。活動が存続できないとの声もあがっています。

教育長も、学校施設が他のスポーツ施設と同様に市民のスポーツ振興の支えとなっていること、それが市民からも評価され、健康づくりやレクリエーション活動においても、一定の役割を果たしていると考えているとの見解を示しています。

今回示された学校施設の有料化は、スポーツ振興で果たしている学校施設の役割を後退させるものであり、本市のスポーツ振興計画をすすめる上でも、支障となるものです。有料化方針の撤回を求め、見解を尋ねます。⑪

以上で、私の第一質疑を終わります。

荒川徹議員への答弁

■北橋市長

(公共施設使用料値上げの背景——公共施設マネジメントについて)

公共施設のマネジメント、そもそもなぜこれに取り組んできたかではありますが、本市の公共施設はその多くが昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備されています。とりわけ老朽化した公共施設の維持管理は、本市に限りません、全国の自治体にとって共通の大きな課題となっております。このことから本市では市民の安全・安心を確保し、子供や孫の時代が安心して暮らせる地域社会を築くために、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることのできる運営体制を確立する、それを目的にしているわけであります。

公共施設マネジメントの考え方を盛り込んだ、行財政改革大綱は、4 年前、平成 26 年の 2 月に策定をしております。2 年前、平成 28 年 2 月には、公共施設マネジメントの実行計画を策定しました。40 年間を計画期間としてマネジメントに取り組んでおります。使用料減免の見直しであります。実行計画では施設の集約化、効率化、資産の有効活用などとともに、利用料金の見直しを基本方針の一つとしております。これは公の施設の多くにおいて、

使用料などの収入に対し、維持管理、運営経費の支出が超過しておりまして、管理運営コスト、約 139 億円に対して、使用料などの収入は約 25 億円。8 割以上がその施設を利用していない、つまり一般の市民の市税の収入等によって賄われているのが現状であります。これを踏まえての見直しの提案であります。

今後施設の老朽化が進んでまいります。管理運営コストの増加も見込まれております。真に必要な公共施設を長く維持し、サービスを将来にわたって持続的に提供していくためには、利用者に応分の負担を求めるという受益と負担の原則、この原則に基づいた使用料や減免制度の見直しを提案しているのであります。

（使用料値上げ、有料化の進め方）

見直しの進め方ではありますが、使用料などの統一的な見直しというのは本市では初めての取り組みとなります。市民にご負担をお願いする内容でありますから、市民の皆さんのご意見、あるいは議会での議論を踏まえて丁寧に進めていくことを、心がけてまいりました。

公の施設にかかわる受益と負担の在り方、これを策定するにあたりましては、幅広い意見を聴取するため、多様な立場の外部有識者から構成される検討懇話会を設け、市民 3000 人に対するアンケートやパブリックコメント、各区での市民説明会なども行っています。

また在り方の考え方にに基づき、具体的な料金改定案を策定いたしました。今年 2 月以降は、施設利用団体などに対する説明会も行ってきたところです。

見直しの内容ですが、今回の見直しは、施設種類別に公的関与の必要性と、収益可能性の視点から、受益者の負担する割合を定めた結果、見直し対象施設 417 の約 4 割になる 158 の施設で料金の引き上げを行います。料金の引き上げにあたりましては、利用者負担の急激な増加に配慮し、現行料金の 1.1 倍から最大でも 1.5 倍といたします。

年長者施設の利用証による 10 割減免を、7 割といたします。これが内容であります。

一方で利用頻度の高い利用者の負担軽減を図るために、回数券、定期券の導入や割引率の拡大も併せて提案しております。具体的には、スポーツ施設など 71 の施設で、回数券の割引率を、1 割アップをいたします。また男女共同参画施設のトレーニング室など、7 つの施設で回数券を新規に導入します。スポーツ施設など 36 の施設で定期券を新規に導入します。

こうしたことによって負担軽減に向けた配慮を行っているところです。

たとえば言いますと利用者の大変多い、室内プールを例にとります。室内プールを利用する場合、現在、400 円から 600 円と 1.5 倍ということで 200 円の負担増となりますが、新たな回数券を使っていただきますと、1 回あたりの料金は、現在の 400 円から 420 円となります。

（高齢者減免について）

高齢者の減免ではありますが、高齢者の健康の維持増進、積極的な社会参加という目的から減免を行ってきたところですが、本市は政令市で高齢化率が高く、生産年齢人口の減少傾向も続いております。年長者施設利用証を導入した昭和 60 年と平成 29 年を比べますと、

高齢者の数は、約 17 万 5 千人増えております。高齢化率は当時の 10.3%から 29.6%と、2.9 倍になっております。こうした状況の中で、現在の高齢者減免、10 割減免を継続した場合に、世代間の負担の不均衡や、施設における公共サービスの提供に影響が生じる可能性があります。

10 割減免で施設をこれまで利用されてこられた高齢者にとって今回の見直しは新たな負担となりますが、回数券の割引率を拡大し、回数券、定期券などの新規導入も進め、減免の見直しに合わせてそれを行っていく考えであります。たとえば言いますと室内プールを使う場合、一般料金 600 円に対し、高齢者は 180 円の負担、つまり 7 割減免ですから 180 円の負担となりますが、回数券を利用しますと 1 回あたりの料金は、126 円となります。加えて高齢者の健康増進を図るため、健康マイレージとの連携も実施の方向で検討するよう、指示したところであります。公共施設を将来にわたり持続的に維持していくために、高齢の利用者にも一定のご負担をいただくということについて、ご理解をいただきたいのであります。

(大型開発との関係について)

大型開発への税金投入について触れられましたが、大型公共事業につきましては、実施する際に、学識経験者や有識者、多くの市民の皆様のご意見をいただき、公共事業強化システムを活用しております。整備の予算等を議会におはかりし、説明をし、ご承認をいただいて進めてきたところであります。

いずれにせよ、受益と負担による使用料の見直しは、公共施設におけるサービスを将来とも継続して提供していくための必要な政策であります。今回の取り組みについて、ご理解をいただきたいのであります。

■企画調整局長

(公共施設使用料の値上げについて)

私からは、公の施設の受益と負担の在り方につきまして、残りの質問につきまして、順次お答え申し上げます。

まず、市民の理解を得られない使用料の値上げは拙速に進めるべきではない、徹底した市民説明およびアンケート調査を実施すべき、という点でございます。

今回の見直しにあたりましては、幅広い意見を聴取するため、多様な立場の外部有識者から構成されます、検討懇話会を設置をいたしました。29 年 6 月の下旬からですが、各自治総連合会で開催されます会議での説明、同じく 8 月からは各区での市民説明会、11 月には公共施設利用料の在り方を考える講演会、などを行いまして、延べ 29 回 873 名の市民に説明し、ご意見をいただいたところであります。こうした検討懇話会での検討状況や市民説明会での議事録の概要につきましては、HP に掲載するなど情報公開を行ってきたところであります。

またパブリックコメントでは、市政だよりや HP の掲載に加えまして、主要施設の見直し内容にかかわりますチラシを掲示するなど周知に努めた結果、227 名の方から 361 件のご意見をいただきました。これらの意見や議会での議論も踏まえまして、素案を見直すなど丁

寧に進めてきたところであります。

昨年 12 月に公の施設の受益と負担の在り方、これを策定した後は、具体的見直し内容につきまして、市政だより 2 月 1 日、4 月 1 日号への掲載や、施設で資料を配布、配架するなど料金や減免の見直し内容について、周知をはかってまいりました。各施設の具体的な料金改定案につきましては、本年 1 月から 2 月に各常任委員会にご報告した後、HP で情報提供をするとともに、利用者団体等への説明を、各施設所管課から行ってきたところでもあります。本年 4 月には、市民説明会を東西 2 カ所で開催いたしまして、138 名の市民の方にご参加をいただきました。説明会の開催にあたりましては、料金改定を予定しております施設でチラシの配布や刑事などによりまして、説明会の開催をご案内をいたしました。また 690 団体に開催案内を郵送をしたところでもあります。市政だよりには 4 月 1 日号に掲載するなどその周知を図ってまいりました。今回の使用料等の見直しにあたりましては、市民の理解を得るために、このように一連の手続きにより進めてきたところでもあります。このため、アンケート調査などを追加で実施することは考えておりませんが、今後とも今回の取り組みについて周知を図るとともに、一層の理解に努めてまいりたいと考えております。

(高齢者減免について)

次に高齢者減免につきまして、5 割負担を 3 割変更した理由、それと今後 5 割あるいはそれ以上の負担を求めることはないかという点でございます。

使用料減免制度の見直しにあたりましては、7 月に素案を取りまとめ、パブコメを行いました。さらに先に述べました通り、各自治総連合会での説明会、説明や各区での市民説明会、講演会などを行い、様々な方にご意見をいただきました。高齢者の減免の見直しにつきましては、反対意見も多くみられましたが、一方で賛成意見やある程度の負担は受け入れるが一定の配慮を求めるといった意見もいただいたところでもあります。それらの中には、5 割の負担は高いので、まず 3 割負担から始めてはどうか、例えばプールの使用料を 1 回あたり 100 円から 200 円ぐらいにしてほしいとの意見がございました。これらの意見や議会での議論も踏まえ、小学生料金と同等程度になることや、他都市の事例などを総合的な視点で検討いたしました結果、素案でお示しした 5 割負担ではなく、3 割負担に見直すこととしたものであります。

公の施設の受益と負担の在り方では、今後の見直しの方向性でございますけれども、負担の在り方では、継続した見直しの取り組みといたしまして、おおむね 5 年ごとに使用料や減免制度を見直すことを基本としております。

まずは今回の見直しによって施設を安定的持続的に運営できるように努めてい参りたいと考えております。

(団体利用への減免について)

最後に、団体利用に対する減免につきまして、関係団体の自主的な活動を妨げることがないように、十分に意見を聞くべき、との点でございます。

本市では政策目的を実現するために、施設を利用する団体に対しまして、施設使用料の

減免制度を設けております。減免制度は一定の必要性があるものの、受益者負担の原則の視点から見ると例外的な運用であります。社会経済情勢の変化に応じて、必要とされる政策が異なるように、減免制度につきましても、時々社会経済情勢に合わせて不断の見直しに取り組んでいくことが必要であると考えております。

団体減免につきましては、懇話会やパブコメで減免制度や減免率が一般市民に分かりにくい、共催・後援の基準を明確にし、運営基準を公表してほしい、公平、公正に減免を行っているのか疑問である、といった意見をいただいたところです。

現在、団体減免に対します見直しについては、これらの意見に加え、議会での議論も参考に、共催・後援基準の統一化や認定団体を定期的に確認する仕組みの検討を進めております。今後は基準や手続きに関する情報をHPに公開するなど、市民にとってより分かりやすいものになるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

私から以上です。

■教育長

(教育施設の使用料有料化の経過について)

まず、十分な市民説明、意見聴取をしないままの一方的な有料化は撤回すべきというご質問でございます。

現在行っております市民への学校施設の開放につきましては、光熱水費や管理費などの費用として、約年間で7300万円要しております。これらの費用をすべて教育予算で負担しているという実情がございます。教育委員会としましては、今後も持続的に学校施設開放に取り組むことができるよう、受益と負担の原則に基づき、学校施設の使用料を設定し、利用する方から一定の使用料をいただきたいと考えております。法令上でも地方自治法において、公の施設の利用に対する使用料徴収は認められておりまして、また文部科学省の通知においても学校施設の利用について、適正な料金を利用者から徴収することを考慮することが示されているところでございます。

他の政令指定都市の状況ではありますが、本市を除く19の政令指定都市のうち、15市がすでに一定額を徴収しております。また福岡県内の人口5万人以上の市におきましても、本市を除く17市のうち、15市が何らかの形で一定額を徴収しております。

市民への説明の状況でございますが、学校施設の使用料の徴収につきましては、まず平成28年2月の北九州市公共施設マネジメント実行計画におきまして、学校施設の市民利用についても、負担の在り方を検討すると明記をしております。また29年の3月、そして6月の本議会この本会議場でも、学校施設の開放についてご質問があり、本市の現状や他都市の例をご紹介しつつ、受益者負担の在り方について、検討することを私が答弁しております。

さらに平成29年の8月から9月にかけて、公の施設にかかわる受益と負担の在り方についての素案、これに対してパブコメが実施されましたが、その中で学校施設の市民利用についても、負担の在り方を検討するとしておりまして、学校施設に関して、奈良県の有料化に賛同する意見が出されております。少し紹介をいたしますと、水光熱費や施設管理の人員費などの実費分は、徴収するべき、あるいは、一定負担をお願いしその収入で子どもたち

の教育予算を増やすこととなれば、大人の利用者にもご理解いただけるのではないかと、こういったご意見をいただいております。

市民への説明でございますが、平成 29 年、昨年 11 月から P T A、区役所、体育協会、自治会、学校施設開放事業にかかわる管理指導員、さらに市民の方々に説明を順次してございまして、これまでにのべ 79 回、学校関係者を除きますと、延べ約 800 人の参加がっております。

また今年に入りまして、2 月には区役所、市民センター、小中特別支援学校にチラシを配布するとともに、1152 の登録団体すべてに直接チラシを郵送し、様々なご意見をいただいております。

具体的な意見としましては、もちろん有料化に反対するという意見はございますが、一方で減免対象利用手続き、使用料徴収の実施時期、30 分単位の利用の取り扱い、また、こういった質問。また少しでも安くならないか、不公平のないように、といった意見などがございました。さらにこの 5 月に本議案を提出されたのちには、速やかにすべての小中特別支援学校に対して関係資料を送付し、これを体育館入り口などに掲示をし、議案内容の周知を図っております。

教育委員会としましては、学校施設の開放は、他のスポーツ施設利用と異なり、個人利用はなく、使用者が登録された団体に限られることを踏まえまして、個別に団体へ情報提供をすることが最善との考え方で対応を進め、きめ細かく市民に対する説明および意見聴取を行ってまいりました。このため、他の公共施設の使用料の見直しにかかわる説明状況と比較して、特にそんな色はないと認識しております。

(受益者負担について)

次に、学校施設に受益者負担はなじまない、そして教育大綱と矛盾しているのではないかと、と、こういう点でございます。

ご指摘がありました通り、学校施設の開放につきましては、各種の法律の趣旨において、条文上明記されておことは、承知しております。

ただ、こうした法令上の規定は、学校施設の使用料徴収を妨げる趣旨ではなく、むしろ公の使用の実態として所要の経費が生じる点を考慮し、地方自治法では公の施設の利用につき、使用料を徴収することはできるとしております。

また文科省の通知におきましても、必要に応じ、施設整備の利用、参加についても適正な料金を利用者から徴収することを、考慮することが明示されているところであります。このため今回の学校施設の使用料徴収に対する受益者負担が法令上なじまないとの指摘は当たらないと考えております。

(教育大綱との関係について)

次に、教育大綱との関係であります。北九州市教育大綱では、市全体で子どもの教育を支える 4 つの柱として、学校、家庭、地域のさらなる連携の推進について触れました。市民総ぐるみで子どもの教育を支える取組の推進、がございまして、そして、合わせて少子高齢

化社会を踏まえた公共施設マネジメントという項目も掲げられております。本大綱におきま
す、学校、家庭、地域との連携は、それぞれが持つ教育力を発揮し、連携して子どもの教育
を推進することが、子どもの教育を支える力であるとの認識のもと、学校が地域の方々の協
力をいただきつつ、より良い教育を実現することを主眼とするものであります。

一方、今回の使用料徴収につきましては、学校施設の開放に所要の経費を要している点
にかんがみ、受益と負担の原則に基づき、大人を中心とした利用者から使用料を徴収するこ
ととしたものでございます。学校施設の開放につきましては、一般のスポーツ施設と異なり、
地域の限られた方が利用する実態がでございます。また教育振興の観点からの学校と家庭、地
域との連携と、受益と負担の原則に基づく使用料の徴収とは、明らかにその目的や実態が異
なるものであります。教育委員会としましては、以上の点を踏まえ、使用料の徴収と教育大
綱が、特に矛盾するものとは考えておりません。

(スポーツ振興計画との関係について)

最後にスポーツ振興計画を進めるうえでの支障となるのではないかと、という点でありま
す。

本市のスポーツ振興計画でも触れられております通り、市民がスポーツに触れ、親しみ、
健康づくりや地域における人的な交流を深めていく取り組みを進めることは、大変重要で価
値のあることだと考えております。こうした観点から、学校施設の開放が、地域の方々がス
ポーツにかかわり健康づくりやレクリエーション活動において一定の役割を担い、市民からも
評価されている点については、ご指摘のとおりであると認識をしております。

一方で、繰り返しになりますが学校施設の開放については、光熱費や管理経費など所要
の経費が生じており、その経費を教育予算で措置している実態がでございます。教育委員会と
しましては、市民の方々の声や、地域のスポーツ活動を振興すべき点を考慮しまして、今回、
使用料の徴収につきましては、あくまで団体から徴収することとし、一人当たりの徴収額を
低く抑えることとしております。

それから地域の方々の行う祭りなどの行事等につきましては、全額減免することで、地
域活動の拠点としての学校の役割に配慮いたします。

それから運動場と武道場につきましては、当初想定していた案よりも利用料金を減額す
るとともに、市民の方々の声を踏まえまして、30分単位での使用料徴収を行うことで、利
便性を高めることといたします。

こういった仕組みづくりの工夫を通じて、市民の方々の声に具体的に答えた形としたつ
もりでございます。

具体的な金額についてはですが、仮に学校の体育館を10人で2時間利用した場合、一
人当たりの1回の利用料は、80円でございます。この金額は本市のスポーツ施設としての
体育館の専用利用の時と比べますと、改正後の使用料と比較した場合であります。約3
分の1または6分の1以下の金額となっております。学校施設につきましては、一般のス
ポーツ施設に比べ、利用者が限られている傾向があり、こうした点を考えても、学校施設の
使用料徴収は本市のスポーツ振興にあたって大きな障害になるものとは考えておりません。

==以下、第二質問以降のやり取り==※議員の発言は、基本的に要約。

●荒川議員

市民説明をやった、やったといいながら、あたかもこれが決定事項のような説明がされてきたと感じている。賛成も反対もあったというが、それがどのように検討されてきたかというのが、一番大事なところだと思う。そこが必ずしも明確ではない。これから説明や周知を行うと言っても、もう決まったことをこうになりましたということにしかならない、だからこれを繰り返し言っている。この議会にはついに条例改正案が出ているが、これは非常に問題がある、こう思う。

最初に不要不急の大型開発への税金投入の見直しを、と言いましたが、本市の義務的経費のうちの公債費、二次財政対策債を除いて約600億、ということですが、その中でA I Mビルについていえば、その建設でできた借金の返済がその利息と合わせて11億2千万。同じくサッカー場、借金払い2億8千万という状況。またA I Mビルには、平成29年度予算で、あのビルに入居している本市の関係部署のテナント料や共益費が5億7百万、運営費が3億3百万、合計8億1千万円が投入される予算になっている。だから本市の財政を困難にしている主要な原因の一つであるこのような税金の使い方こそ、見直すということで、市民に使用料の負担を求めるようなことは、すべきではないということ、私は強く主張しておきたい。

同時に、回数券を発行するとか、利用時間の刻みを小さくするとかの改善が図られるので、それだけ負担が減るといわれたが、元々値上げや有料化の導入は、施設を管理するための費用を市民に負担してもらおう、ということ。これは細かく配慮しましたよ、というほど理由と矛盾してくる。だから、公の施設とは何を目的に作られたのか、どういう存在意義を持っているのかということから出発しないと、いくらそういうことをやっても、問題は解決しない。その点では、健康マイレージで施設を利用するということがあった。それはそれでいいアイデアではあるが、お金が払える人は利用できる、払えない人は利用できない、そういう根本問題の解決にはならない。そういう工夫によって、お金の問題でただの一人も施設を利用できない人がでない、ということができるのか、答弁を。

■企画調整局長

今回の公共施設の使用料見直しの件でございますが、まずご理解いただきたいのは、施設を永続的に維持していくためには、やはりその、適正な受益と負担の原則というのが必要というところから出発しております。維持管理費につきましても、施設の老朽化に合わせて、非常に高騰してきているというところがございますので、それぞれの施設の種類に応じて、どういった負担をいただくかということから議論を始めたところでございます。議員おっしゃられた、見直しをした結果、その、負担をしないでいいようなこととなるか、というところですけども、今回市長から指示をいただきました健康マイレージにつきましても、今後今から関係局とは中身を詰めていきますが、なるべくいま高齢者の負担につきましても、市

長の方からご答弁いたしました。1回あたり126円というところであり、これを健康マイレージという形の中で、負担がなくてできるようなことに、例えばプールの券を配るとかというような形でできないか、というところで協議をさせていただきたいと思っております。

●荒川議員

施設を維持するために負担を強めたことによって、その施設を利用できない人が必ず出る。必ず出ますよ。そういうことになると、一生懸命維持しても、使えない人が出ることであれば、存在意義が問われる、そういうことにならないかと、いっている。そういう矛盾をはらんでいる。

年長者の減免について、もう一度尋ねる。本市は、政令市で最も早く高齢化が進んでいることを背景に、いつも市民アンケートでは、高齢化社会対策が要望のいつも第一位。このような市民の思いに対して市の対応はどうか。

市長は、2007年、平成19年に就任して、今3期目の最終年度を迎えている。

高齢者に関するこの間の市長就任以来の経過を振り返ると、▼まず平成19年に就任されて、翌年の20年度、健康診査受診料免除対象年齢を、66歳以上から70歳以上に引き上げた。その後、本市が継続してやっていた高齢者の医療費給付制度が完全に廃止された。▼平成26年度は、高齢者の水中歩行教室の見直しというので、受講料無料の高齢者向けの水中歩行教室を廃止と。その理由の一つが年長者施設利用証の提示による屋内プールの無料利用の制度があるから、ということで廃止した。▼それから平成26、27年度、段階的に敬老祝金が縮小された。▼健康づくりセンターの在り方を見直すということで、存続を求める市民の声にもかかわらず、結局は廃止された。もちろん認知症支援介護予防センターは極めて大事な取り組みであることは、当然のことなので申し添えておきたいが、そういうことになっている。▼そして介護保険でも、平成28年度を例にとると、保険料を自ら収める普通徴収対象のうち、約3割が保険料を滞納して、そのために中には給付制限を受けたり、サービスが利用できないという深刻な状況がある。▼そして平成28年度は、美術館の企画展における年長者減免の見直しで、10割減免だったのが、2割減免になっている。▼そして年長者憩いの家についてもいま、いろいろ地域に波紋を呼んでいる状況。▼そして今回の高齢者減免の縮小。

——あまりにも高齢者に冷たいのではないかと。今回の3割の自己負担の導入で市としては約6千万円の経費削減を見込んでいるというが、低い年金あるいは無年金で家族や周囲の支えで生活している多くの高齢者に対して、市の姿勢はほんとに冷たいと思う。重ねて高齢者減免制度の撤回を強く求めておきたい。

5月14日の日経新聞では、経産省の試算として、「要介護を防ぐと娯楽費増」、「消費1.7兆円押し上げ」と書いている。要介護を家族に抱えた世帯は、必需品以外での消費は抑えがち、ということで、経産省は高齢者の社会参加につながる地域参加が必要だと提言しているそう。こうした点からも、高齢者の減免の縮小は大問題。負担増ではなく、むしろ減免の対象施設を拡大するなど、市民が積極的に外に出る、社会参加を促進するといったような、前向きな取り組みこそ必要ではないか。美術館の企画展、10割減免から2割減免になる、楽

しみにしていたけどいけなくなった、という声が実際にある。健康保持、介護予防で医療費、介護費が下がれば、今回市がもくろんでいる経費削減をはるかに上回る効果があるのではないか。

第一に、市民がほんとに生き生きと生活していくうえで、きわめて大事なことだと思うので、こうした値上げや減免の縮小は絶対によくないと思う。撤回を求めたい。

学校施設の使用料条例について、再度尋ねたい。ある地域では、学校施設の無料開放で、バレーボールをやっている方が、年間 60 回利用している。今これは無料。先ほど 1 回あたり 80 円と言われたが、有料化されると（団体で）1 回あたり、30 分が 200 円、2 時間だと 800 円。60 回だと 5 万円近い費用がこういった団体にかぶってくる。こうした負担が、説明会でも出前講演でも、活動に支障をきたすという声が実際に出ている。そういう声をちゃんと踏まえて考えたのか。それから教育長も学校施設が他のスポーツ施設と同様に市民のスポーツ振興の支えになっているという。今回有料化して、年間 2100 万円の収入を見込んでみると聞くと、その徴収のために、なんと 600 万円も必要だと、そこまでやって地域住民のスポーツやレクリエーションの機会を奪うのかというのが、市民の声だと思うが、どう思うか。

■教育長

例えばママさんバレーだとか、そういうチームの話だと思うんですけども、1 時間、今回の案は 400 円ということですが、例えば市のスポーツ専用の体育館でいきますと、1 時間で 1260 円、あるいは 2580 円と、これが今回の案でございます。それからすると、かなり抑えているというのが、一つ配慮した点であります。

それから 5 万円（年間）とおっしゃいましたけども、市の学校の施設の利用は団体登録に限っております、バレーボールであれば、10 人ぐらい来るケースが多うございまして、一人当たりになると 1 回が 80 円、毎週毎週やっても月で 3～400 円、これぐらいの費用については、ご負担願えないか、ということですが。全体としては、市の施設のバランスを考えながら配慮したつもりでございます。

しかも光熱費と直接管理する費用でございますから、せめてそれぐらいは払っていただけないか、ということですが。

それから 2100 万のうち 600 万ということですが、最も簡易な方法でやって、これぐらいかかると、1500 万ぐらいは実収入になる、ということで、これは意味のあることだと考えております。

●荒川議員

いずれにしても、説明をやった、やったと言いながら、かつてのごみ袋値上げの時にやったような、やっぱり、私たちは中身は反対しておりますけどね、徹底した説明と理解を求める取組というのは非常に弱いと思います。以上です。